

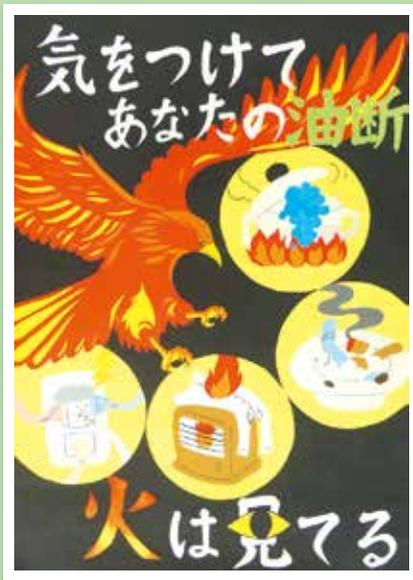
消防にしおきたま

発行 西置賜行政組合消防本部
(長井市・白鷹町・飯豊町・小国町)

39号

令和元年度防火ポスター

最優秀作品



【5・6年生の部】

さゆう だ ころ

長井市立長井小学校5年 左右田 心さん

【5・6年生の部】

さとう さあや

優秀賞・長井市立致芳小学校6年 佐藤 咲彩さん

優秀賞・白鷹町立東根小学校5年 丸山 剛さん



【3・4年生の部】

むら かみ はやて

白鷹町立東根小学校3年 村上 颯さん

【3・4年生の部】

さとう みみ

優秀賞・長井市立長井小学校4年 佐藤 后珠さん

優秀賞・小国町立小国小学校3年 丹 陽斗さん

特別賞・長井市立豊田小学校4年 遠藤 綾大さん

今年度は、昨年度を上回る331点の応募をいただきました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

最優秀作品は、西置賜防災センター(消防本部)内に
展示しております。



防災フェスタ内での表彰式

高石消防長と1日消防署長(白鷹町女性消防団員)と記念撮影

2019年度 全国統一防火標語

ひとつずつ いいね!で確認 火の用心

違反対象物公表制度が始まります

平成24年5月13日、広島県福山市のホテルで10人の死傷者が出る火災が発生しました。これを契機に、火災被害の軽減を図るとともに建物所有者等による防火安全体制の確立を促すことを目的に『違反対象物公表制度』が始まりました。これによって危険性のある建物情報が広く住民の方に提供され、利用者の方が自分で建物情報を入手し利用の判断ができるようになります。



◎公表対象の建物

「飲食店・店舗・ホテル・旅館」など『不特定多数の人』が利用する建物

「病院・社会福祉施設」など『1人で避難することが難しい人』が利用する施設等

『特定防火対象物』が対象

| | | | | | |
|-----|---|--------------------|--------|-------------|---|
| [1] | △ | 劇場、映画館、演芸場、観覧場 | (B) | イ | 病院、診療所、検査所 |
| | □ | 公会堂、集会所 | | ロ | 老人短期入所施設等 |
| [2] | △ | キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 | ハ | 老人サービスセンター等 | |
| | □ | 遊技場、ダンスホール | ニ | 幼稚園、特別支援学校 | |
| [3] | △ | 児童福祉施設等児童を営む店舗等 | (B) | イ | 公衆浴場のうち、悪臭発散、熱気発散等 |
| | □ | カラオケボックス等 | (1B) | イ | 適合種別火災対象物（(1)イ～(4)ロ、(5)イ～(7)ロ及び(8)イ～(8)ロを指すものを除く） |
| [4] | △ | 神倉、料理店等 | (1Bの2) | | 地下街 |
| | □ | 飲食店 | (1Bの3) | | 地下街 |
| (出) | △ | 西菓店、製菓販売店を営む店舗、菓子場 | | | |
| | △ | 旅館、ホテル、宿泊施設 | | | |



飲食店



宿泊施設



診療所

◎対象となる違反の内容

建物に義務付けられた消防用設備

『屋内消火栓設備』『スプリンクラー設備』『自動火災報知設備』が未設置の重大な消防法令違反

◎公表する内容

『建物の名称』『建物の所在地』『違反の内容』



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

◎公表の手続き・方法

消防の「立入検査の実施（違反を確認）」

→「結果を通知」

→「通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合」

→消防本部ホームページで「公表」

また、公表は違反が是正されるまで継続します。

◎公表制度の施行日

令和2年4月1日

違反対象物公表制度に関するお問い合わせ
西置賜行政組合消防本部 予防課
☎ 0238-88-1797



西置賜行政組合消防本部ホームページ
<http://www.west-fire.jp/syobo/>

にしおきたま防災フェスタ2019開催

令和元年9月28日、「ふれあう心 共助のはじまり」をスローガンに『にしおきたま防災フェスタ2019』が開催されました。オープニングセレモニーの一日消防署長の任命式、「よつばこども園」の園児たちによる和太鼓の力強い演奏、「予防消防を考える女性の会」の防火紙芝居を皮切りにフェスタがスタートしました。会場では「おらんだラジオ」の公開生放送、西置賜建設業協会の協力による建設車両展示や体験乗車、景品がもらえるスタンプラリーなど楽しい企画や、「飯豊町消防団音楽隊」による素晴らしい演奏、山形県立保健医療大学花笠サークル「花の会」の花笠踊りの披露などが行われ大変盛り上がりました。15回目となる今年は天候にも恵まれ、多くの方に足を運んでいただき、盛況のうちに終了することができました。

また、今年も全国各地で自然災害による甚大な被害が発生し、県内でも6月に山形県沖を震源とする地震が発生しました。10月には台風19号の被害で、『緊急消防援助隊』として当消防本部からも1次派遣・2次派遣合わせて8隊22名の隊員が被災地で6日間活動しました。

被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧復興を心からお祈り申し上げます。

私達もこのような行事等を通して地域住民の皆さんの防火防災意識の更なる高揚を図ってまいります。



建設業協会の協力による乗車体験



よつばこども園による和太鼓の演奏



山形県立保健医療大学
花笠サークル「花の会」による花笠踊り

全国消防長会東北支部

消防職員意見発表会 入賞!

平成31年4月26日、「第42回全国消防長会東北支部消防職員意見発表会」が福島県のホテル福島グリーンパレスで開催され、消防署第1課の川村一輝^{かわむら いっき}消防士が出場しました。

意見発表会は、業務に対する提言や取り組むべき課題等について発表し、消防業務の諸問題に関する一層の知識の研鑽や意識の高揚を図る目的で毎年開催されており、当消防本部は4年連続で山形県大会で1位となり、東北大会連続出場という快挙を成し遂げています。

川村消防士は採用3年目の職員で、救急救命士の資格を持ち、主に救急隊員として活躍しています。遠隔地への救急出動の際、心肺停止の傷病者を助けることができなかった辛い経験から、救急隊よりも早く現場へ駆けつけることができる『地元消防団へのAED配備』を提案し、山形市で開催された県大会において見事最優秀賞に輝いて、山形県代表として東北大会に出場し、入賞を果たしました。川村消防士は『この結果に満足せず、住民の皆様のお役に立てるようこれからも精進してまいります』と話していました。

今後もこの素晴らしい結果を伝承し、業務に反映してまいります。



一刻を争う現場で命を救う“女性”救急救命士!

今年度、当消防本部に女性救急救命士が採用になりました。
酒田市出身の佐藤消防士に、消防職員を目指したきっかけや、これからの意気込みを伺いました。

消防職員を目指したきっかけ

医療に携わる職業に興味があり、色々やってみたいことがありましたが、その中で救急救命士を知ったきっかけが「東日本大震災」でした。現場で活躍している救急隊員をみて、病院で傷病者を待つのではなく現場へ行って助けたいと思うようになりました。消防職員は男性のイメージが強いですが、全国では女性消防士が増えていることを知り、また、国でも女性消防職員の推進に向けた取り組みをしており、私が突破口になってさらに広めていきたいと思うようになりました。

これからの意気込み!

～女性ならではの視点で～

西置賜行政組合消防本部の女性職員として、住民の皆さんや職場の方々から注目が集まってくると思います。体力では男性にはかたがたないませんが、高度な技術を身につけ無駄のない活動を心がけます。女性の傷病者や妊婦の方、小さな子供の傷病者やその母親などには、女性目線を活かして、少しでも不安を取り除いて安心感を与えられるようになりたいです。

また、新しい女性消防職員が入って来ても困らないように、働きやすい職場環境づくりを目指して頑張ります。



さとう まゆ
佐藤 真由 消防士

現場活動基礎訓練

「住民の皆様の期待に応える」

この目標に向かって、西置賜独自に始まったこの訓練も今年度で3年目を迎えました。

以前から取り組んでいた、火災対応に主眼を置いた『警防訓練』のほか、昨年度から、低い所に取り残された要救助者を救出する『救助訓練』や、多数いる傷病者を素早く的確に観察する『救急訓練』なども始まり、技術のレベルアップを図るだけでなく、目の前の課題に真摯に向き合い、一つ一つ課題をクリアする中で人間力の向上を図ってきました。

新聞等にも取り上げられ、他の消防機関から問い合わせがあるなど変化のある1年となりました。

救急訓練

トリアージタグ記載



一次トリアージ



救助訓練



消防署小国分署の資機材搬送車兼査察広報車が新しくなりました

令和元年12月18日、資機材搬送車兼査察広報車が15年ぶりに更新配備され運用を開始しました。災害現場に資機材を搬送して消防活動の円滑・効率化を図るほか、火災予防の広報、査察業務など幅広い分野で活用します。

以前と比較し、ワイヤレス広報装置等を設置し効果的な広報活動ができるようになったほか、ボディの車体標示や赤白のラインに反射材を使用しており、夜間でも遠くからの視認性が向上し、安全に活動できるようになっています。



小規模飲食店にも消火器の設置が必要になりました



平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受けて、消防法令の改正が行われ、これまで消火器の設置義務がなかった延べ面積150㎡未満の飲食店(コンロなどの火を使用する設備や器具を設置しているもの)に対して、令和元年10月1日から消火器の設置が必要になり、管内の設置対象となった飲食店へ説明と現地確認を行いました。

火を使用する設備又は器具に防火上有効な措置(調理油過熱防止装置等)が講じられている場合は、消火器の設置は必要ありません。また、消火器の設置に伴い、6か月ごとに点検し、その結果を1年に1回消防長等へ報告しなければなりません。不明な点がございましたら消防本部予防課(88-1797)までお問い合わせください。

住宅用火災警報器の設置・作動確認は済んでいますか？

住宅用火災警報器(以下、住警器)は、火災を早期に発見し、逃げ遅れ等による火災の死傷者を減らすことを目的として、すべての住宅への設置が義務化されました。住警器の設置により、火災の被害を最小限にとどめることができたなどの事例が多く報告されており、管内でも住警器の警報音で火災に気づき初期消火に成功した事例があります。しかし、西置賜管内の設置率は令和元年6月現在で79%、条例適合率は50%と決して高いとは言えない水準になっています。

住警器は、寝室として使用しているすべての居室と、2階以上に寝室があれば、階段の上部が義務設置場所です。設置していても火災が発生したときに正常に作動しなければ意味がありません。いざという時、警報器がきちんと作動するよう定期的に点検とお手入れをしておきましょう!

注意

機器本体も古くなるとセンサー等の電子部品が劣化し、機能が低下して火災を感知しなくなる場合が考えられます。そこで、10年を目安に本体の交換もご検討ください。

また、住宅用火災警報器の維持管理については、下記サイトを参考にしてください。

「警報器が鳴ったときの対処方法」(一般社団法人 日本火災報知機工業会HP)

<http://www.kaho.or.jp/user/awm/awm09/p01.html>



| 市 町 | 件 数 | 火災種別 | 件 数 |
|-----|-----|-------|-----|
| 長井市 | 8件 | 建物火災 | 8件 |
| 白鷹町 | 7件 | 林野火災 | 0件 |
| 飯豊町 | 1件 | 車両火災 | 3件 |
| 小国町 | 4件 | その他火災 | 9件 |
| 合 計 | 20件 | 合 計 | 20件 |

2019年 市町別火災発生状況

火災種別内訳

2019年中の火災発生件数は20件で、前年と比較して10件減少し、過去最少件数となりました。

火災内訳は、建物火災8件(前年比9件減)林野火災0件(1件減)車両火災3件(3件増)その他火災9件(3件減)となっています。

4月の火災発生件数が最も多く、また、11月~12月の火気を取り扱うようになってからの建物火災の発生も多くなりました。

火気の手配には十分注意してください。

職員の任用・給与・勤務時間などについて

西置賜行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、平成30年度の職員の給与・人数・勤務条件等について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数 (各年4月1日現在) (単位:人)

| 区分 | 職員数(人) | | 増減数 |
|-------|--------|-------|-----|
| | 平成31年 | 平成30年 | |
| 管理者部局 | 19 | 18 | 1 |
| 消防機関 | 111 | 110 | 1 |
| 合計 | 130 | 128 | 1 |

- (注) 1 管理者部局職員数は、事務局、養護老人ホームおいたま荘職員をいいます。
2 職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者及び県に派遣されている職員を含み、臨時及び非常勤職員は含みません。

(2) 職員の採用状況 (単位:人)

| 職 種 | 平成31年 | | 平成30年 | |
|-------|-------|----|-------|----|
| | 採用者数 | 定年 | 採用者数 | 定年 |
| 一般行政職 | 4 | | 1 | |
| 医療職 | | | | |
| 技能労務職 | | | | |
| 合計 | 4 | | 1 | |

(3) 職員の退職状況 (平成30年度) (単位:人)

| 職 種 | 定年 | 勸奨 | 普通 | その他 | 計 |
|---------|----|----|----|-----|---|
| 事務局 | | | | | |
| 養護老人ホーム | | | | | |
| 消防機関 | | | 2 | | 2 |
| 合計 | | | 2 | | 2 |

(4) 再任用職員数 (平成30年度) (単位:人)

| 職 種 | フルタイム | 短時間 |
|-------|-------|-----|
| 一般行政職 | 0 | 3 |
| 技能労務職 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 3 |

(5) 職員採用における競争試験の実施状況 (平成30年度) (単位:人)

| 試験区分 | 受験者数A | 一次合格者数 | | 合格者数 | 採用決定者数B | 倍率 A/B |
|-------|-------|--------|-------|------|---------|--------|
| | | 合格者数 | 受験者数 | | | |
| 高校卒程度 | 64(1) | 16(1) | 12(1) | 4(1) | 4(1) | 16.0倍 |

- (注) 1 「定年」→職員の定年は、60才です。
2 「勸奨」→早期退職募集制度の適用を受け、定年前に退職することです。
3 「普通」→自己都合による退職などのことです。
4 「その他」→構成市町からの派遣職員の退職(転出)によるものです。

() 内数値は女性

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価する事項 ア 能力評価 イ 業績評価 (2) 評価期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成30年度決算)

| 住民基本台帳人口(長井・西置賜) | 歳出額A | 実質収支 | 人件費B | 人件費率 B/A | 平成29年度の人件費率 |
|------------------|-----------|--------|---------|----------|-------------|
| 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 54,760 | 1,408,656 | 42,524 | 966,370 | 68.6 | 64.4 |

(2) 職員給与費の状況 (平成30年度決算)

| 職員数A | 給 与 費 | | | | 一人当たり給与費B/A |
|--------|---------|---------|---------|---------|-------------|
| | 給 料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計B | |
| 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 128(3) | 442,975 | 106,944 | 178,705 | 728,624 | 5,562 |

() 内は再任用職員

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢 (平成31年4月1日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 36.3歳 | 283,751円 | 345,437円 |
| 医療職 | 34.0歳 | 263,700円 | 277,941円 |
| 技能労務職 | 52.5歳 | 359,800円 | 382,661円 |

(4) 職員の初任給及び経験年数別の状況 (平成31年4月1日現在)

| 職 種 | 学 歴 | 初任給 | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|
| | | 一般行政職 | 大学卒 | 174,300円 | 232,700円 |
| | 高校卒 | 152,300円 | 218,100円 | 245,300円 | 289,100円 |
| 医療職 | 短大卒 | 167,200円 | 235,300円 | 262,000円 | 295,600円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 147,900円 | 205,500円 | 242,900円 | 278,300円 |

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況 (各年4月1日現在)

| 区分 | 職務内容 | 平成31年 | | 平成30年 | |
|----|------------|-------|-----|-------|-----|
| | | 職員数 | 構成比 | 職員数 | 構成比 |
| 1級 | 定型的業務を行う職務 | 46人 | 35% | 47人 | 36% |
| 2級 | 主任 | 23人 | 17% | 22人 | 17% |
| 3級 | 係長 | 14人 | 11% | 14人 | 11% |

| 区分 | 職務内容 | 平成31年 | | 平成30年 | |
|----|------|-------|-----|-------|-----|
| | | 職員数 | 構成比 | 職員数 | 構成比 |
| 4級 | 主査 | 15人 | 12% | 15人 | 12% |
| 5級 | 補佐 | 17人 | 13% | 15人 | 12% |
| 6級 | 課長 | 15人 | 12% | 15人 | 12% |

(6) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当 (平成30年度)

| 西置賜行政組合 | 国 |
|--|--|
| 一人当たりの平均支給額 1,364千円 | - |
| (支給割合) 期末手当2.6月分(1.45) 勤勉手当1.85月分(0.75) | (支給割合) 期末手当2.6月分(1.45) 勤勉手当1.85月分(0.85) |
| (加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 有 | (加算措置の状況) 職制上の階級、職務の級等による加算措置 有 |

() 内は再任用職員

③ 時間外勤務手当 (各年度決算) (単位:千円)

| | 平成30年度 | 平成29年度 |
|---------------|--------|--------|
| 支給実績 | 23.033 | 18.225 |
| 職員一人当たり平均支給年額 | 176 | 139 |

⑤ 退職手当 (平成30年度末現在)

| 区 分 | 西置賜行政組合 | | 国 | |
|------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|
| 勤続年数 | 自己都合 | 勸奨・定年 | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度 | 47.709月分 | 47.709月分 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 2~45%加算 | | 定年前早期退職特例措置 2~45%加算 | |
| 一人当たり平均支給額 | 11,112千円 (平成30年度実績) | | - | |

(7) 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

| 区 分 | 年 額 | 区 分 | 年 額 |
|-----|-----------------|-----|-----------------------------|
| 給料 | 管理者 18,000円 | 報 酬 | 嘱託医師 44,200円(月額) |
| | 副管理者 12,000円 | | 情報公開・個人情報保護審査会委員 5,100円(日額) |
| | 議長 10,000円 | | 行政不服審査会委員(識見) 10,000円(日額) |
| | 副議長 8,000円 | | 行政不服審査会委員(委員) 5,100円(日額) |
| | 議員 7,000円 | | |
| | 監査委員(識見) 6,000円 | | |
| 報酬 | 監査委員(議選) 3,000円 | | |

② 特殊勤務手当 (平成30年度決算)

| 区 分 | 全 職 種 | | |
|-----------------|--------------|---------|-------------------------|
| 支給実績 | 1,889千円 | | |
| 支給職員一人当たり平均支給年額 | 18千円 | | |
| 手当が支給された職員の割合 | 79.3% | | |
| 手当の種類(手当数) | 2種類 | | |
| 手当の名称 | 支給対象職員 | 支給対象業務 | 支給単価 |
| 出勤手当 | 消防職員 福祉職員 | 出火火災作業他 | 1回若しくは1日 240円~2,000円 |

④ その他の手当 (平成31年4月1日現在) (単位:千円)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 支給実績 (平成30年度決算) | 支給職員一人当たり平均支給年額 |
|------------|--|--------------------|-----------------|
| 管理職手当 | 管理・監督的職員 41,500円から51,900円(月額) | 8,344 | 556 |
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 ・配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 ・16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円加算 | 17,469 | 246 |
| 住居手当 | 借家等 27,000円限度額(月額) | 6,996 | 241 |
| 通勤手当 | 交通機関利用 55,000円限度額(月額) 交通用具使用 2,500円~44,600円(月額) | 11,182 | 94 |
| 単身赴任手当 | 遠隔地への単身赴任 30,000円~70,000円(月額) | 360 | 360 |
| 休日勤務手当 | 休日に正規の勤務時間中に勤務する場合、1時間当たりの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給 | 24,522 | 243 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として22時から翌5時までの間に勤務する場合に、1時間当たりの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給 | 2,180 | 41 |
| 宿日直手当 | 宿直勤務1回 5,900円限度額 | 2,156 | 270 |
| 寒冷地手当 | 11月から3月まで世帯等の区分に応じ7,360円~17,800円(月額) | 8,700 | 68 |
| 管理職員特別勤務手当 | 災害への対処等で臨時・緊急に①週休日等又は②平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき①8,500円②4,300円を上限に支給 | 114 | 19 |

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）となっています。
 なお、消防職員、養護老人ホームおいたま荘職員で公務の運営上の事情により特別の形態により勤務する必要のある職員については、別に定めることとなっています。

(2) 休暇制度

| 区 分 | 要 件 及 び 日 数 |
|---------|--|
| 年次有給休暇 | 1年につき20日（最大20日まで翌年繰越可。） |
| 病 気 休 暇 | 負傷・病気のため療養する必要がある場合：必要と認められる期間 |
| 特 別 休 暇 | 結婚、出産、その他の特別な事由による場合：必要と認められる期間 |
| 介 護 休 暇 | 配偶者等の介護をする場合：連続する2週間から、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲で必要と認められる期間 |
| 組 合 休 暇 | 任命権者の許可を受けて職員団体の業務に従事する場合：1年につき20日 |

5 職員の休業に関する状況

平成30年度中に、育児休業又は部分休業を取得した者はありませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成30年度）

降給、降任、免職及び休職等の分限処分はありませんでした。

(2) 懲戒処分者数（平成30年度）

免職、停職、減給及び戒告等の懲戒処分はありませんでした。

7 職員の服務の状況

地方公務員法

(1) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条により職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間中、職務に専念する義務があります。例外的に、職務専念義務が免除される場合として次のものがあります。

○研修を受ける場合 ○厚生に関する計画の実施に参加する場合 ○前記以外に、任命権者が認めた場合

(2) 営利企業等への従事制限

地方公務員法第38条により職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任その他報酬を得て事業に従事することはできません。許可される場合の主なものとしては次のものがあります。

○国等が実施する各種統計調査員になる場合 ○介護認定審査会の委員になる場合等

8 職員の退職管理の状況

○再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

地方公務員法第38条の2により、離職して営利企業等に再就職した職員は、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と組合との間の契約等事務にあって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること（働きかけ）が禁止されています。（規制適用除外項目あり）

当組合では、地方公務員法の施行により必要な事項を規則で定め、適正な退職管理が実施できるよう努めています。

9 職員の研修の状況

職務遂行に必要な知識や技能の向上を図るため及び専門的な知識や技能を習得するための研修を実施しています。

| 区 分 | 研 修 名 | 受講者数(人) |
|--------|---|---------|
| 消防職員研修 | 初任科、救急科、救助科、予防科、特殊災害科、救急救命士養成、玉掛け技能取得、建設機械資格取得、小型船舶操縦士資格取得、ほか | 142 |
| 福祉職員研修 | 施設長、事務員、支援員、栄養士、調理員、業務員、生活相談員、ほか | 22 |

10 職員の福祉の状況

(1) 職員の福利厚生概要

① 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名 | 事業の概要 | 実施主体 |
|-------|---|--|
| 健康診断 | ・定期健康診断(全職員対象) ・生活習慣病検診(年齢及び希望者対象) 胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 婦人科検診 | 西置賜行政組合 共 済 組 合 共 済 組 合 共 済 組 合 共 済 組 合 共 済 組 合 |
| 人間ドック | 退職前（退職予定の希望する職員） 節目年齢（40歳又は50歳の希望する職員） | 互 助 会 互 助 会 |

② 給付事業の概要（主なもの）

| 事 項 | 内 容 | 実施主体 | |
|-------------|--|-----------------------|----------------|
| 職員が死亡したとき | 埋葬料 | 共済組合 | |
| | 遺族共済年金 | 共済組合 | |
| | 弔慰金 | 互 助 会 | |
| 職員が傷病になったとき | ・医療機関に支払うもの 法定給付の額 | 共済組合 | |
| | ・職員に支給するもの 高額療養費 一部負担金払戻金 一部負担金補助 | 共済組合 共済組合 互 助 会 | |
| | 職員が出産したとき | 出産費 | 共済組合 |
| | その他 | スポーツ大会助成・ 研修旅行助成 | 職員親睦会 職員親睦会 |

③ 貸付事業の概要（主なもの）

H30.1.1適用

| 貸 付 の 種 類 | 最高限度額 | 貸付利率 | 実施主体 |
|------------|---------|-------|------|
| 住宅貸付 | 1,800万円 | 1.26% | 共済組合 |
| 在宅介護対応住宅貸付 | 300万円 | 1.00% | 共済組合 |

(注) 共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、職員親睦会とは消防つづみ会及びおいたま荘職員親睦会をいいます。

(2) 公務災害の状況（平成30年度）

| 区 分 | 認 定 件 数 | | |
|---------|---------|-----|---|
| | 負 傷 | 疾 病 | 計 |
| 公 務 災 害 | 2 | | 2 |
| 通 勤 災 害 | | | |
| 合 計 | 2 | | 2 |



気になる消防のQ&A

Q 救急車がサイレンを鳴らしているのにゆっくり走るのはなぜ?

A 救急車は具合が悪くなった方やケガをした方を病院まで搬送しますが、場合によっては振動に注意が必要な状況や、救急救命士が重症傷病者に対して行う静脈路確保(点滴)等の処置をするためにゆっくりと走ることがあります。

Q たき火をするときはどうしたらいいの?どこに連絡したらいい?

A まずは市役所・各町役場の生活環境担当へ連絡し、指導を受けてください。その後、管轄の消防署・分署へ届け出てください。たき火をするときは必ず水の入ったバケツや水道ホースなど消火の準備も忘れずをお願いします。また、家庭用ごみなどを燃やす行為は条例で禁止されています。

Q 女性も消防士になれるの?

A 受験資格を満たしている方であれば、誰でも採用試験を受けることができます。近年、全国的に女性消防士の採用が薦められており、当消防本部でも現在1名の女性消防士が勤務しています。設備面も女性が安心して勤務できるように整備が進められています。

Q 消防団とは?

A 消防団は、消防本部や消防署と同様、それぞれの市町村に設置される消防機関です。消防団の活動は、災害対応に限らず、地域における消防防災の中心として、平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。ここでは、消防団活動の一部をご紹介します。

1.取り組みの様子(写真はいずれも長井市消防団より提供)

(1)災害・警戒・演習



消防団活動(台風19号)



消防演習



操法大会

(2)訓練・研修



運転技能講習

(3)火災予防・広報活動



防火紙芝居



住宅用火災警報器
設置促進キャンペーン

◎消防団員を募集しています。消防団に関するお問い合わせは
下記連絡先又は最寄りの消防署・分署消防団担当まで

| | | | |
|----------|--------------|------|--------------|
| 消防本部(長井) | 0238-88-1212 | 白鷹分署 | 0238-85-5242 |
| 飯豊分署 | 0238-72-2222 | 小国分署 | 0238-62-2154 |

※管内団員定数及び団員数(うち女性消防団員数) 【令和元年12月現在】

| | | | | | | | |
|-----|------|---|-----------|-----|------|---|-----------|
| 長井市 | 680人 | ／ | 660人(14人) | 飯豊町 | 450人 | ／ | 423人(30人) |
| 白鷹町 | 670人 | ／ | 666人(2人) | 小国町 | 400人 | ／ | 368人(14人) |